

「沖縄の伝統的な食文化」物品貸出にかかる要綱

1 目的

沖縄の伝統的な食文化について県民や観光客等を対象に広く普及啓発を行い、県民が伝統的な食文化の価値に気づき、愛着と誇りを持つとともに、観光資源としての活用に資することを目的に、県が所有する「沖縄の伝統的な食文化」に関する物品を貸し出す。

2 貸出対象

原則として、沖縄の伝統的な食文化の普及・啓発に資する非営利目的の展示、イベント等における使用を貸出対象とする。

3 貸出期間

原則として、貸出日から2週間とする。搬入・搬出等の特段の事情により貸出期間の延長を希望する場合は、別途県文化観光スポーツ部文化振興課（以下「当課」という。）と協議のうえ、貸出日を延長することができる。

4 借用申込み

借用の申し込みを行う場合は、「物品借用書（様式1）」に必要事項を記入のうえ、当課に提出するものとする。

5 貸出及び返却方法

原則として貸出・返却ともに当課内で行う。貸出・返却にあたっては、「沖縄の伝統的な食文化物品貸出簿（様式2）」に必要事項を記入し、当課担当者の確認をうけること。

6 貸出費用

物品の貸出費用は無償とする。ただし、貸し出しに要する搬入・搬出等の費用は借用者が負担する。

7 著作権

著作権を遵守し、展示等の広報以外の目的で使用しないこと。また物品の内容や題号を改変（変更、切除等）しないこと。

8 その他

本要綱に定めのない事項については、申込者と当課の協議により定める。

附則 この要綱は、令和4年2月22日から施行する。